

国民年金20歳以上の学生さん必見!

平成22年度学生納付特例の申請について

学生であっても、20歳になると国民年金に加入しなければなりません。

納付が困難な学生の方には、学生本人の所得（平成21年中）が基準額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。

平成22年度（承認期間は平成22年4月から平成23年3月まで）の学生納付特例（納付の猶予）を希望する学生の方は、年金手帳・学生証（有効期限内に注意）・印鑑をお持ちのうえ、伊奈庁舎国保年金課で申請をしてください。

ただし、平成21年度学生納付特例を承認したもので平成22年度も在学予定の場合は、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例の申請書が送付され、必要最小限の記載事項を記入し、郵送するだけで申請が可能となります。

この申請に該当する方には4月上旬に日本年金機構から送付されます。

基準額とは?

学生本人の平成21年中の所得

が、118万円＋（扶養親族などの数×38万円）以下であれば申請は可能です。

どんな学校が対象なの?

学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校および一部ですが海外の大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

ただし、修業年限が1年未満や海外の学校など一部該当しない学校がありますので、詳細はご確認ください。

年金額に反映しないの?

学生納付特例を受けた期間は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されませんので、ご注意ください。

後で納付できるの?

社会人になってから納めたいという方のように、10年以内であれば追納することが可能です。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追



納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

申請後はどうするの?

申請をすると、承認または却下の通知が日本年金機構から郵送されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

教育委員会

水道課長補佐 土信田栄（取手地方広域下水道組合課長補佐）

議会事務局

◆教育次長 大久保明一（財政課長）
●学校教育課長 海老原貞夫（税務課収納対策室長）
○伊奈学校給食センター所長 中島毅（総務課主査）
○生涯学習課スポーツ振興室長 片倉義徳（都市計画課主査）

農業委員会事務局

●議会議務局長 成島辰夫（児童福祉課長）
●農業委員会事務局 坂田宏（農政課長）

会計課

◆会計管理者兼会計課長 野本英夫（国保年金課長）
○課長補佐 木川眞（市民窓口課長補佐）

派遣

○取手地方広域下水道組合課長補佐 飯泉隆（児童福祉課主査）

退職者（3月31日付）

■小林弘文（副市長）
○古谷安史（総務部長）
○秋田信博（教育次長）
○堤有三（総務課長）
○高田守康（建設課長）
○猪瀬重夫（農業委員会事務局）

長 沢田仁子（介護福祉課係長）
○土田静枝（伊奈第1保育所主任保育士）
○鈴木政江（伊奈第3保育所主任保育士）
○文随正夫（谷和原公民館係長）
○堀江栄子（谷和原公民館係長）
○星野拓子（わかさ幼稚園主任）
○大久保晃（伊奈学校給食センター主幹）
○及川幸江（谷和原第2保育所保育士）
○木村和代（板橋小学校用務員）

新規採用者

※（ ）内が所属先となります。
○武居芳明（総務課）
○宮本祐司（税務課）
○鴻巣辰行（農政課）
○幸田武之（国保年金課）
○吉谷卓真（下水道課）
○水越一斗（水道課）
○服部亜耶（学校教育課）



私たちが本市の新規採用職員です。市民の皆さまのために、一生懸命頑張ります！ よろしくお願ひします！